

【事業者向け】美濃加茂市 介護保険「受領委任払い」業務フロー図

美濃加茂市における介護保険の「受領委任払い」制度の事務手続きをまとめたガイドです。利用者の初期負担を軽減するため、事業者が市から直接保険給付を受け取る流れと、その過程で必須となる「利用者からの自己負担額徴収」のタイミングについて示しています。

1. 制度利用の事前準備（事業者届出）



取扱事業者の届出と登録

届出書（様式第1号）と確約書（様式第2号）を市へ提出し、登録される必要があります。



有効期間の管理

届出の有効期間は、登録年月日の属する年度の翌々年度末までとなります。



対象者の確認

利用者に保険料の滞納や給付制限がないか、事前に被保険者証等で確認してください。

2. サービス別・申請から支払までの流れ

福祉用具購入：販売・徴収・申請の流れ



商品販売・引き渡し時

 **自己負担額の徴収（1～3割）**
購入時に自己負担額を徴収します。



支給申請（様式第5号）提出

市へ支給申請書（様式第5号）と領収書を提出します。

住宅改修：事前申請・着工・報告の流れ



事前申請（様式第7号）

着工前に事前申請（様式第7号＋見積・平面図・写真）を行います。



確認書受領・着工

市から「確認書」を受けてから工事を開始します。



工事完了・完了報告

 **自己負担額の徴収（1～3割）**
工事完了後に自己負担額を徴収し、完了報告書（様式第8号）＋写真＋領収書を提出して市へ残額を請求します。



自己負担額の計算方法

計算例：工事総額 54,321円（3割負担）の場合

端数切上げルール適用

負担割合と端数処理のルール
負担割合証を確認して算出。
1円未満の端数が発生する場合は、必ず「切り上げ」で処理。

$$54,321円 \times 0.3 = 16,296.3円$$

【自己負担額】16,297円（端数切上げ）

$$\text{保険給付額の算出} \quad 54,321円 - 16,297円 = \text{【給付額（市から事業所へ）】} 38,024円$$